明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（**総務**八五）　一

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二五一）　二
○活用行事等支援事業実施機関としての指定を取り消した件（**総務・文部科学・農林水産・経済産業・国土交通**一）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件（**法務**二六七）
○酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（**国税庁**一八）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**二八二）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（**同**二八三）
○令和六年度における共同募金の実施期間を定める件（**同**二八四）
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一六六二～一六六八）
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（**同**一六六九）
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**一六七〇）
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（**同**一六七一）
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**農林水産・環境**三）
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**一九、二〇）
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（**同**二一）
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（**防衛**二一一）　三

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

省令

○総務省令第八十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三日

総務大臣　松本　剛明

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５） （第十条関係） 第17号様式別表記載要領 ［１～20　略］ 21　租税特別措置法第41条の３の８第１項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄には、所得税法施行規則第93条第１項第11号に規定する年末調整特別控除額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する超える部分の金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に記載し、同号に規定する者がある場合には非控除対象配偶者減税有のように記載してください。 22　［略］	**第十七号様式別表**（用紙日本産業規格Ａ５） （第十条関係） 第17号様式別表記載要領 ［１～20　同左］ ［新設］
第十七号の二様式別表（用紙日本産業規格Ａ６）（第十条関係） 第17号の２様式別表記載要領 ［１～13　略］ 14　摘要の欄には、３人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者（地方税法第45条の３の３第１項及び第317条の３の３第１項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。）又は退職手当等（同法第50条の２及び第328条に	21　［同左］ **第十七号の二様式別表**（用紙日本産業規格Ａ６）（第十条関係） 第17号の２様式別表記載要領 ［１～13　同左］ 14　摘要の欄には、３人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者（地方税法第45条の３の３第１項及び第317条の３の３第１項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。）又は退職手当等（同法第50条の２及び第328条に

規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。）の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、12㈠から㈢までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の同法第23条第１項第13号及び第292条第１項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、３人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に（退）と記載すること。更に、租税特別措置法第41条の３の９第１項又は第２項の規定の適用がある場合には、所得税法施行規則第94条の２第１項第８号に規定する控除した金額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に記載すること。	規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。）の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、12㈠から㈢までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の同法第23条第１項第13号及び第292条第１項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、３人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に（退）と記載すること。
［15・16　略］	［15・16　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。